

## 第1章 プラン策定にあたって

### 1. 基本的な考え方

#### (1) プランの目的

～「誰もがいきいきと活躍できる松原市」の実現～

平成5年の世界人権会議や平成7年の第4回世界女性会議において、女性の権利は人権であることが改めて確認され、女性問題は人権問題だということが世界共通の認識となっています。また、SDGsのゴールである「ジェンダー平等の実現」として位置づけられ、あらゆる分野における女性の活躍を推進するため、ジェンダー視点の主流化・女性活躍等を実施することとしています。

国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが進められてきていますが、現実には、まだ男女間の不平等を感じる人も多く、より一層の努力が必要とされています。取り組みとしては、平成28年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、平成30年に「政治分野の男女共同参画の推進に関する法律」が施行されています。しかしながら、国際機関「世界経済フォーラム」が毎年公表している政治・経済等4分野における日本のジェンダー・ギャップ指数は、令和5年では、146カ国中125位と下位であり、依然として、社会の各分野において女性の参画が進んでいない事や、仕事や子育て等の両立の困難さなど、社会全体で多くの課題があることが示されています。加えて、令和2年、「新型コロナウイルス感染症」が瞬く間に世界で流行し、我が国においても多くの方が感染し、緊急事態宣言に伴う外出禁止等の措置により、様々な制限が課せられ感染拡大防止のため、経済活動の人的な抑制を余儀なくされ、特に雇用環境においては女性への影響が大きくなり、改めて女性への支援が必要であることがわかりました。

本プランは、平成31年度（令和元年度）から令和5年度までの「第4期まつばら男女かがやきプラン」の検証を行い、改めて、市民が人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に發揮し、利益を均等に享受することができる男女共同参画社会の実現を目指すものです。本プランをもって、松原市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、職場で、家庭で、地域社会で、すべての人々にチャンスがあり活躍できるまちづくりとして、「誰もがいきいきと活躍できる松原市」を実現します。

#### (2) プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、人権の尊重と「男女共同参画社会」の実現に向けて策定する基本的な計画であり、「松原市男女輝きまちづくり条例」第11条に基づくものです。

また、以下の法律に基づき、3つの市町村計画を包含します。

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下、「松原市DV対策基本計画」という。）

②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（以下、「松原市女性活躍推進計画」という。）

③「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（以下、「松原市困難女性支援計画」という。）

## 2. プラン策定の経緯

### (1) これまでの市による取り組みの概要

平成10年度に「松原市男女協働参画プラン～輝けまつばら 女と男で～」（平成11年～20年度）を策定し、その後、社会経済情勢など様々な変化に対応するため、平成20年度に男女共同参画推進懇話会を設置し、平成21年1月に次期松原市男女共同参画プランに係る提言書を受け、平成21年度には必要な見直しを行い、「まつばら男女共同参画プラン Second stage」として改訂しました。

その後、平成26年度には、「第3期まつばら男女かがやきプラン」として改訂しました。しかし、社会の様々な分野で課題は残されており、その課題を解決していくためには、市・市民・事業者等及び教育関係者が協働して取り組みを進めていく必要があります。

男女が共に輝き、豊かで活力ある魅力に満ちたまちづくりの実現を目指すため、平成26年4月より、人権交流センター（はーとビュ）内に、「男女共同参画センター」を設置し、平成27年4月には、施策の確固たる基盤を築くことを目的に、「松原市男女輝きまちづくり条例」「松原市男女輝きまちづくり条例施行規則」を制定してまいりました。

また、同条例に基づき、社会情勢を勘案していく中、平成31年度（令和元年度）に、「第4期まつばら男女かがやきプラン」として改訂し、施策を展開していきました。

加えて、令和4年5月より、「松原市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者の支援としてのさらなる体制整備を図りました。

### (2) 「第4期まつばら男女かがやきプラン」の目標達成状況

#### ① 男女共同参画意識に関する取り組みの内容と状況

市民等を対象にした講座や講演会等を市職員が率先して企画し、研修会等に参加しながら、地域、職場、学校、家庭において考える場を提供してきました。また、保育ボランティア派遣事業を実施し、子育て中の方も市主催の講座に参加しやすいように取り組みました。

##### （主な取り組み）

- ・市民向けセミナー、パネル展の実施
- ・市政出前講座
- ・保育ボランティア派遣事業

今後も、「男女共同参画」を進展させ、性別に関わらず誰もが輝いて生活していくことができる都市を目指していくためにも、全庁的な取り組みを行い、家庭や職場での男女共同参画意識の啓発に力を入れていくとともに、学校や地域でのより一層の意識啓発を進めています。

※「松原市政世論調査」⇒ 令和元年度・令和4年度の比較

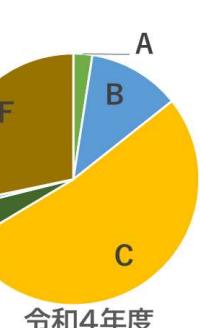
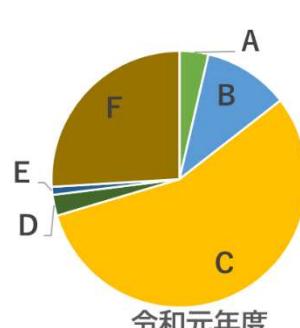
■現在の男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。

	A		B		C		D		E		F	
	男性が優遇されている		どちらかというと男性が優遇されている		平等である		どちらかというと女性が優遇されている		女性が優遇されている		わからない	
	令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度	令和元年度	令和4年度
家庭では	11.5%	10.3%	29.2%	45.4%	29.0%	14.4%	5.2%	10.8%	3.1%	4.1%	8.4%	6.2%
職場では	17.2%	20.4%	33.7%	35.3%	17.2%	18.2%	3.7%	7.0%	1.3%	0.8%	9.7%	8.0%
学校では	2.9%	2.1%	8.6%	10.3%	44.4%	45.1%	2.1%	4.1%	0.8%	0.5%	20.6%	24.5%
地域では	6.8%	6.4%	16.4%	22.7%	33.7%	29.1%	4.4%	7.2%	1.8%	1.8%	19.8%	22.2%

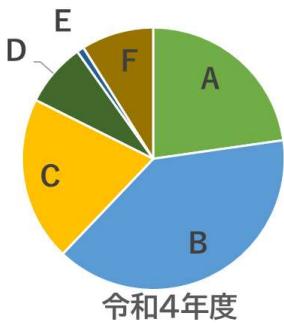
【家庭では】



【学校では】



【職場では】



【地域では】



A : 男性が優遇されている	B : どちらかというと男性が優遇されている	C : 平等である
D : どちらかというと女性が優遇されている	E : 女性が優遇されている	F : わからない

**令和元年度 松原市政世論調査（市民アンケート）について**  
アンケート送付数：1,000人 回答者総数：383人  
(性別) 男性：158人、女性：212人、無回答：13人  
(年齢) 20歳代：25人、30歳代：42人、40歳代：56人、  
50歳代：54人、60歳代：67人、70歳代：97人、  
80歳代以上：31人、無回答：11人

**令和4年度 松原市政世論調査（市民アンケート）について**  
アンケート送付数：1,000人 回答者総数：388人  
(性別) 男性：139人、女性：213人、無回答：36人  
(年齢) 10歳代：5人、20歳代：30人、30歳代：25人、  
40歳代：57人、50歳代：78人、60歳代：54人、  
70歳代：87人、80歳代以上：43人、  
80歳以上：12人、無回答：9人

## ② 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する取り組みの内容と状況

仕事と子育てや介護の両立支援として、毎年、年度当初の保育所の待機児童ゼロを実施し、延長保育や病後児保育等の保育サービスや介護サービス等も実施してきました。特に留守家庭児童会室においては、平成27年度より、全学年の活動を実施しており、子育ての更なる充実という観点から、市内に9ヶ所の子育て支援センターを設置しております。また、働くことにやりがいを望む女性に対する起業セミナーや、キャリア教育を行い、事業所・法人指導監査等事務事業として産休等の規定がない法人等に対して指導するなど、女性をはじめとする誰もが働きやすい環境づくりを実施しました。

### （主な取り組み）

- ・年間を通しての保育所待機児童ゼロの実施
- ・延長保育、病後児保育、留守家庭児童会室等の多様な保育サービスや介護サービス等の実施
- ・子育て支援センターの充実
- ・女性の起業応援事業
- ・事業所・法人指導監査等事務事業
- ・自殺予防対策
- ・女性特有のがん検診や妊婦健康診査事業

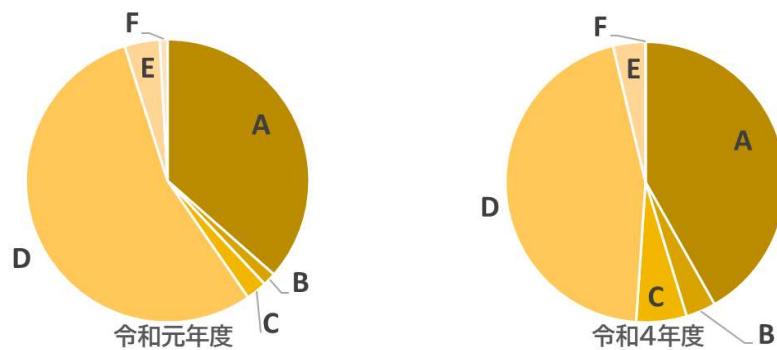
市民アンケートでは、「子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入る。」という意識が、令和元年度では、54.7%、令和4年度では、45.7%で、同時に「結婚しても子どもが生まれても、仕事を続ける」という意識が、令和元年度では、36.5%、令和4年度では、42.3%で、若干ではあるが、「家庭に入る」という意識と「仕事を続ける」という意識が良い傾向になっています。

また、一方で、「女性が長く働き続けることを困難にしている原因」として、特に「出産、育児」・「家族等の介護」を多くの方が挙げています。「仕事を続けたい」のに、出産・子育て・介護等を理由に断念することがないよう、働く意欲と就業が結びつくことは大切なことです。

※「松原市政世論調査」⇒ 令和元年度・令和4年度の比較

■あなたは、女性が職業を持つことについて、次のうちどれが望ましいと思いますか。

	A	B	C	D	E	F
	結婚して子どもが生まれても、仕事を続ける	結婚するまでは仕事をするが、その後はしない	結婚してから子どもが生まれるまでは仕事をするが、その後はしない	子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入り、子どもの手が離れてから再び仕事を続ける	はじめは職業を持たずに結婚してから、または子育てが終わってから職業を持つ	女性は職業を持たないほうがよい
令和元年度	36.5%	1.5%	2.4%	54.7%	4.0%	0.9%
令和4年度	42.3%	3.5%	5.9%	45.7%	3.8%	0.0%



※「松原市政世論調査」⇒ 令和4年度

■女性が長く働き続けることを困難にしている原因と考えられるものはどんなんですか。

次の中から、そう思うものすべて選んでください。（回答者388人）

	項目	回答者	割合
1	出産、育児	251	64.7%
2	家族等の介護	148	38.1%
3	家事	121	31.2%
4	保育所の保育時間と就労時間が合わない	104	26.8%
5	職場での結婚退職、出産退職の慣行や雰囲気	78	20.1%
6	家族等の無理解や反対	76	19.6%
7	子どもの教育	64	16.5%
8	昇進等の男女の差	62	16.0%
9	女性はすぐやめる、労働能力が劣るという考え方	61	15.7%
10	自分の健康	51	13.1%
11	夫、妻の転勤	43	11.1%
12	その他	22	5.7%
13	わからない	21	5.4%

### ③ 女性に対する暴力の根絶に関する取り組みと状況

毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に「性暴力救援センター・大阪S A C H I C O」との協働で、市役所内でのパネル展の実施や、DV・デートDVについてのセミナーを開催し、DV等の認識や相談先等の啓発活動を協働で実施しました。

相談業務では、人権交流センター（はーとビュ）において女性相談員を配置し、DV被害者等の支援を関係機関と連携を図っています。また、庁内においては、関係部署が集まり、「松原市DV対策連絡会議」を定期的に開催し、今まで以上に一層の連携を深めました。「有限会社フェミニストカウンセリング堺」による女性カウンセリングや「NPO法人やんちゃまファミリーw i t h」による母親のためのピアサロン「ココ・カラw i t h」等の相談しやすい身近な窓口を開設しています。

さらに、令和4年5月より、「松原市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、被害者に寄り添い一日も早い自立に向けた支援に取り組んでいます。

#### （主な取り組み）

- ・女性に対する暴力防止事業（パネル展・DV防止セミナー）
- ・松原市DV対策等連絡会議
- ・女性カウンセリング
- ・母親のためのピアサロン「ココ・カラw i t h」事業
- ・松原市配偶者暴力相談支援センターの設置

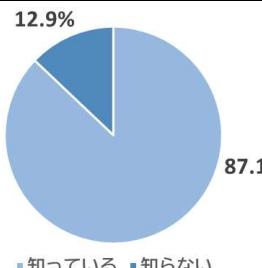
DVは、人権侵害であり、犯罪行為です。相談により、DV被害者に寄り添い、自信や自尊心をつなぎ止め、支えていくことが重要です。

令和4年度の市民アンケートからも、「夫婦間において「平手で打つ」「殴るふりをする」という事が暴力であることを知っていますか。」について、「知っている」が90%近く認識されているものの、まだ若干数、そうした行為を暴力として認識していないことが分かります。また、「DV等女性に対する暴力に関する相談窓口を知っていますか。」については、「知っている」が50%を超える状況にはあるものの、今後もより一層、安心できる相談体制を充実し、生涯にわたり安心して自分の健康を守る社会の構築を目指すことが必要です。

#### ※「松原市政世論調査」⇒ 令和4年度

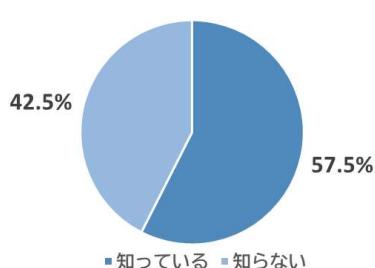
##### ■夫婦間において「平手で打つ」「殴るふりをする」という事が暴力であることを知っていますか。

	知っている	知らない
回答者数	361	47
割合	87.1%	12.9%



##### ■DV等女性に対する暴力に関する相談窓口を知っていますか。

	知っている	知らない
回答者数	210	155
割合	57.5%	42.5%



### (3) 第5期まつばら男女かがやきプランの策定過程

第4期まつばら男女かがやきプランの期間が令和5年度で満了になることから、本市では、次期プランの策定を決め、令和5年8月21日、男女共同参画推進審議会にその基本的方向性について諮問しました。これを受け、学識経験者2名、本市内で活動する8名から構成される同審議会で、4回の審議会を開催し検討していただき、令和6年3月18日、同審議会からその答申を受けました。

